

まちづくり条例 行政対案（住民投票）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
住民投票	<p>第17条 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。</p> <p>2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>	<p>第17条 市は市政に関する重要事項について、市民の意思を確認することができます。</p> <p>2 市及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>